

美祢市マイナンバーカード申請サポート(事業者取りまとめ)事業実施要領

1 趣旨

この要領は、美祢市マイナンバーカード申請サポート(事業者取りまとめ)事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

国では、政府目標(令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカード(以下、「カード」という。)を取得)の実現に向け、マイナポイント第2弾の実施等、カードの普及に向けた取組が推進されている。しかしながら本市では、9月末時点で取得率が46.4%と低迷している状況である。そこで、取得率の低い30代から40代の者に対する更なる取得者の促進を図るため、美祢市(以下、「市」という。)に住民登録のある者が勤務する事業者に対しマイナンバーカードの申請サポートを委託する「美祢市マイナンバーカード出張申請サポート(事業者取りまとめ)事業」を実施する。

3 実施対象(委託先)

市に住民登録のある者の勤務する事業者等

4 実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月31日

5 委託額

市への提出のあった交付申請書等1件につき3,000円(税込)

6 業務内容

市に住民登録のある者へのマイナンバーカードの取得勧奨及び次の業務

- ① 該当者に対するカード交付申請書(手書き)及び送付用封筒の配布
- ② 申請者から提出のあった申請書等のチェック
- ③ 市への申請書等の送付

7 業務手順

別紙「美祢市マイナンバーカード申請サポート(取りまとめ)業務実施手順書」のとおり

8 実施体制

(1) 連絡・調整体制

受託者は、市との連絡・調整が速やかに行うことが出来る体制を、実施責任者を中心

として構築すること。

(2) 実施計画

契約締結後、事業推進について、その内容について市と十分に協議を行った上で、本業務を実施すること。

(3) 実績報告

別紙「マイナンバーカード出張申請サポート(取りまとめ)集計表」により報告すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に従事するにあたっては、実施要領、業務手順書を遵守し適切な業務を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報については、美祢市個人情報の保護に関する条例等を遵守し、適正に管理すること。
- (2) 受託者は、原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の遂行上、必要であると認められる場合には、事前に市の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- (4) 受託者は、契約終了後であっても、本業務の範囲内における市からの問い合わせ等に応じること。
- (5) 受託者は本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、その対応方法について市と協議し、決定すること。

この要領は、令和4年10月5日から施行する。